

確定申告のポイント ^③

家族に農作業を手伝ってもらい給与を支払ったり、地代や家賃を支払っている場合があるだろう。この場合、支払った給与や地代・家賃等は、原則必要経費に算入できないので注意したい。ただし、一定の要件に該当する場合には、以下のように必要経費とすることができる。

〈青色事業専従者〉

その年の3月15日までに「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出し(表参照)、届け出た金額の範囲内において、専らその事業に従事している親族に給与を支払った場合には、その支払った金額を必要経費に算入できる。

〈事業専従者〉

専らその事業に従事する親族がある場合には、次のいずれか低い金額を必要経費とみなす。

- ① 50万円 (配偶者は86万円)
- ② (事業所得十不動産所得十山林所得) ÷ (専従者の数 + 1)

届け出て必要経費に

専従者給与の注意点

事業専従者等の要件は、申告者と生計を一にしている親族のうち、事業に専ら従事している者をいう。ただし、15歳未満の者や、配偶者控除・扶養控除を受ける者は含まれない。また、親族が事業に専ら従事するかどうかの判定は、従事期間が6カ月を超えるかどうかによる。

なお、次に掲げる期間は、専ら従事する期間に含まれない。

① 高校、大学その他専修学校などの学生

② 他に職業がある者

③ 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

ただし、青色事業専従者については、親族が死亡、長期にわたる病氣、婚姻等により、その年を通じて同一生計親族として事業に従事することができなかったこと等の場合には、従事可能期間の2分に1を超える期間その事業に従事すれば足りるものとされる。

この必要経費に算入される金額は、事業主の親族の給与になるため、その親族の給与所得として課税対象になることは覚えておこう。反対に、青色事業専従者または事業専従者に該当せず、原則通り必要経費に算入できない場合には、その親族の給与にも該当しないため、親族の所得は生じないことになる。いずれにしても、専従者として必要経費に算入する方が所得分散により税金が抑えられるため、手続きはしておく方が得策だろう。

青色事業専従者給与に関する届け出の手続き

原則	その年3月15日まで
特例	その年1月16日以後新規事業開始の場合または新たに青色事業専従者を有することとなった場合には、新規事業開始日などから2カ月以内